

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）に対する意見公募

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う告示の制定について、令和4年5月26日から令和4年6月2日までの間、意見を公募します。

1 内容

改正法では、地方防災会議等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされています。

「政令で定めるもの」について、現在改正を進めている政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」とする予定であることから、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定することとします。

2 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき
消防用施設（案）

○ 詳細については、別紙1の意見公募要領を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和4年6月2日（木）（必着）（郵送についても、公募期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁防災課 中村対策官、和多田事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

FAX 03-5253-7535

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設(案)について

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「内容」のとおり。

3 資料入手方法

意見公募対象となる「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設(案)」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： k2.watada_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁防災課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁防災課 へ

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7535

総務省消防庁防災課 へ

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和4年5月26日（木）から令和4年6月2日（木）（必着）（郵便についても、公募期間内の必着とします。）

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防

庁防災課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

（※個人情報公表する可能性がある場合のみ）（注）

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

総務省消防庁防災課

担当：和多田

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

電子メールアドレス：k2.watada_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁防災課 あて

郵便番号：〒.....

(ふりがな)

住所：.....

(ふりがな)

氏名(注1)：.....

電話番号：.....

電子メールアドレス：.....

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設(案)について、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し
地震防災上緊急に整備すべき消防用施設(案)について

令和 4 年 5 月
消防庁 防災課

【告示制定の趣旨】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）の改正及びこれに伴う日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 17 年政令第 282 号）の一部改正に伴い、所要の告示を定めるものである。

【告示制定の内容】

改正法では、地方防災会議等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされている。

「政令で定めるもの」のうち、政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」とされたものについて、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定することとする。

【施行期日】 法の施行の日から施行する。

○総務省告示第 号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条第三号の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設を次のとおり定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条第三号の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設は、次の各号に掲げる消防用施設とする。

- 一 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 二 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 三 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- 四 消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）又は高機能消防指令センター
- 五 前各号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災のため特に必要と認めら

れる消防用施設

附 則

この告示は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十五号）の施行の日（令和四年 月 日）から施行する。